

## 第6期 いちき串木野市障害福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

## 第2期 いちき串木野市障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

(素案)

令和3年2月  
いちき串木野市

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景

障がい者が住み慣れた地域で自立して安心して生活し、様々な活動にいきいきと参加できる地域社会の実現が求められています。

いちき串木野市では「住み続けたいまち 住んでみたいまちづくり」を基本理念として掲げ、様々な障がい者施策を推進してきました。

平成30年には、それまでの障がい者施策の取り組みを継承しつつ、障がいのある人やその家族、団体の視点から課題を捉えなおし、新たな課題への方策を取りまとめた「いちき串木野市第3期障害者計画」を策定しました。平成30年度から令和5年度までの6年間を計画期間とした、市の障がい者施策の基本的な計画であり、その推進を図っています。

また同時に、国の指針に即し、障害福祉サービス及び相談支援事業、地域生活支援事業の提供体制の確保を計画的に図るための、平成30年度から令和2年度までの「第5期障害福祉計画」、「第1期障害児福祉計画」を策定し、サービスの提供に努めてまいりました。

このたび、令和3年度から令和5年度までの第6期いちき串木野市障害福祉計画(以下「第6期障害福祉計画」といいます。)及び第2期いちき串木野市障害児福祉計画(以下「第2期障害児福祉計画」といいます。)を策定するものです。

なお、これまで本市では、障害児通所支援及び障害児相談支援(以下「障害児通所支援等」といいます。)の目標数値等を障害福祉計画の中で示してきたことから、第2期障害児福祉計画についても、第6期障害福祉計画と一体的な計画として策定することとします。

### 「障がい」と「障害」の表記について

本計画では、障がい者の「害」という漢字の表記について、法律などで規定されている名称や引用、施設名などの固有名詞を除いて、可能な限りひらがなで表記しています。このため、「がい」と「害」の文字が混在しています。

## 2 基本的理念

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、次に掲げる点を基本的理念としています。

### (1)障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

### (2)障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がい者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう市が実施主体であ

ることを基本とし、障害福祉サービスの対象となる障がい者等に対してサービスの充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続きサービスの均てん化を図ります。

また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者等(障害者総合支援法で定める対象疾病)についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを、引き続き周知し障害福祉サービスの活用を促します。

### (3)入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

### (4)地域共生社会の実現に向けた取組

「いちき串木野市第3期障害者計画」では、『健康で文化的な生活を営める「元気で安心できるまちづくり」』を基本理念に掲げ、障がい者等が社会の**対等な(削除要請)**構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画するとともに、社会の一員として責任を分担する共生社会の実現を目指しています。第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画においても、この基本理念を共有し、障がいの有無にかかわらず、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合う、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう地域共生社会の実現に向けた社会づくりを推進します。

また、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。その際、次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

- (一)地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- (二)相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- (三)ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

### (5)障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるというインクルージョンの考え方にに基づき、地域社会への参加を推進します。

加えて、人工呼吸器を装着しているなど日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児(以下「医療的ケア児」という。)が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を目指します。

#### (6)障害福祉人材の確保

障がい者等の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係機関等と協力して取り組みます。

#### (7)障がい者等の社会参加を支える取組

障がい者等の地域における社会参加を促進するためには、障がい者等の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成三十年法律第四十七号)を踏まえ、障がい者等が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者等の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第四十九号)を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

### 3 計画の位置づけ

#### (1)第6期障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するものです。この計画は、国の基本指針、県障害福祉計画に即したものとします。

#### (2)第2期障害児福祉計画

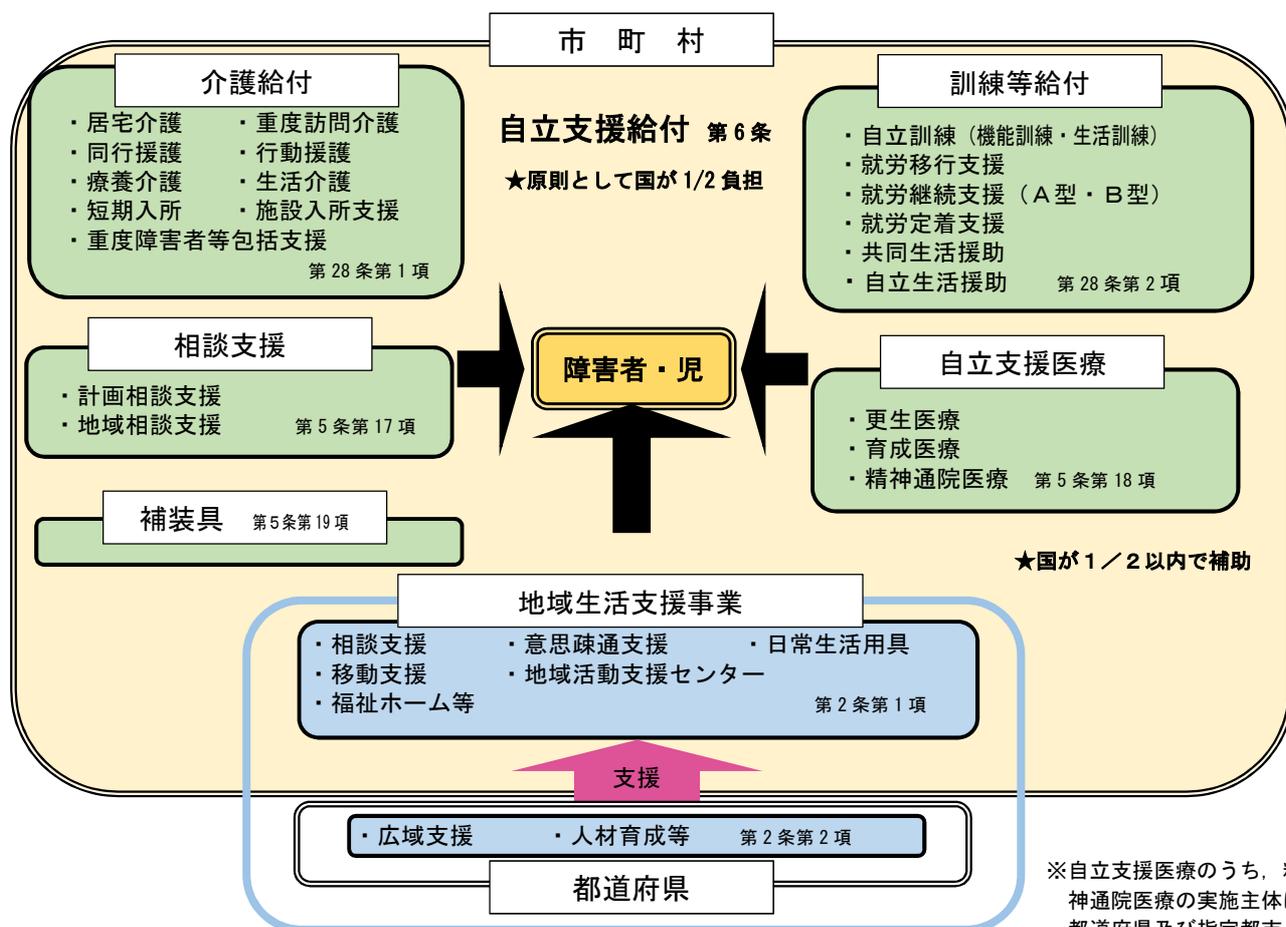
児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。この計画は、国の基本指針、県障害児福祉計画に即したものとします。

## 4 計画の期間

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
第3期障害者計画						第4期障害者計画		
第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画 (第2期障害児福祉計画を含む)			第7期障害福祉計画 (第3期障害児福祉計画を含む)		
第1期障害児福祉計画								

## 障害者総合支援法の給付・事業



「障害者総合支援法におけるサービス体系と実施体制」 出典：厚生労働省

## 5 PDCA サイクルによる計画の進行管理

計画は、障がい者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。

そのため、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時対応していくことが求められます。



計画 (PLAN)	「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの利用量の設定やその他見込量を確保するための方策等を定めます。 ①計画の策定と評価を行う体制を整理します ②成果目標の設定とそれらを測る活動指標を整理します ③計画の策定の段階で、実績の把握・分析・評価を行うスケジュールを整理します
実行 (DO)	計画に基づき活動を実行し、その他にも新しい計画の周知を図り、評価に向けた実績把握を準備します。
評価 (CHECK)	少なくとも1年に1回中間評価として実施します。 活動指標を用いた中間評価をより高い頻度で実績を把握し、分析・評価します。
改善 (ACT)	中間評価の結果等を受け、施策の見直し・新規施策の追加や計画の見直し等見直しを行う場合は、協議会等における意見を交えつつ、計画の策定に必要な手続を踏まえた上で、計画を見直します。

## 第2章 第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画を含む）

### 第1節 現状について

#### 1 各手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は、年々増加傾向にあります。新規の取得者は平成29年度を境に減少傾向にあります。

##### (1) 人口の推移

（単位：人、3月末 令和2年度は11月末）	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
人口	28,569	28,202	27,833	27,472	27,301
高齢化率	34.1%	35.2%	35.8%	36.6%	37.5%
前年度比 （増減）	△1.8% （△517）	△1.3% （△367）	△1.3% （△369）	△1.3% （△361）	△0.6% （△171）

##### (2) 身体障害者手帳

（単位：人、3月末 令和2年度は11月末）	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
身体障害者手帳 （うち新規取得）	1,459 (40)	1,523 (47)	1,616 (26)	1,699 (31)	1,785
人口比	5.11%	5.40%	5.81%	6.18%	6.54%
前年度比 （増加者数）	+2.9% (41)	+4.4% (64)	+6.1% (93)	+5.1% (83)	+5.1% (86)
1級 構成比	412 28%	444 30%	475 33%	521 36%	562 39%
2級 構成比	220 15.1%	229 15.7%	239 16.4%	249 17.1%	261 17.9%
3級 構成比	286 19.6%	299 20.5%	308 21.1%	318 21.8%	323 22.1%
4級 構成比	347 23.8%	357 24.5%	376 25.8%	387 26.5%	400 27.4%
5級 構成比	85 5.8%	85 5.8%	89 6.1%	89 6.1%	92 6.3%
6級 構成比	109 7.5%	109 7.5%	129 8.8%	135 9.3%	147 10.1%

### (3) 療育手帳

(単位：人，3月末 令和2年度は11月末)	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
療育手帳 (うち新規取得) 人口比	252 (22) 0.88%	260 (34) 0.92%	278 (21) 1.00%	307 (11) 1.12%	335  1.23%
前年度比 (増加者数)	+5.4% (13)	+3.2% (8)	+6.9% (18)	+10.4% (29)	+9.1% (28)
A1 構成比	31 12.3%	31 12.3%	33 13.1%	33 13.1%	37 14.7%
A2 構成比	64 25.4%	61 24.2%	62 24.6%	65 25.8%	62 24.6%
B 構成比	1 0.4%	1 0.4%	1 0.4%	1 0.4%	1 0.4%
B1 構成比	75 29.8%	81 32.1%	91 36.1%	98 38.9%	113 44.8%
B2 構成比	81 32.1%	86 34.1%	91 36.1%	110 43.7%	122 48.4%

### (4) 精神障害者保健福祉手帳

(単位：人，3月末 令和2年度は11月末)	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
精神障害者保健福祉手帳 (うち新規取得) 人口比	234 (22) 0.82%	256 (34) 0.91%	265 (21) 0.95%	280 (11) 1.02%	317  1.16%
前年度比 (増加数)	+7.8% (17)	+9.4% (22)	+3.5% (9)	+5.7% (15)	+13.2% (37)
1級 構成比	5 2.1%	7 3.0%	8 3.4%	8 3.4%	12 5.1%
2級 構成比	170 72.6%	184 78.6%	186 79.5%	201 85.9%	217 92.7%
3級 構成比	59 25.2%	65 27.8%	71 30.3%	71 30.3%	88 37.6%

## 2 事業費の推移

### (1) 自立支援給付費の推移 (介護給付・訓練等給付・補装具等給付・相談支援給付・特定障害者特別給付)

自立支援給付費は、障がい者数の増加及び制度の浸透に伴い、障害福祉サービス等の利用者が年々増加しています。平成27年度と令和元年度の自立支援給付費を

比較すると、174 百万円増加しており、約 1.32 倍の増加率となっております。

単位： 百万円	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
事業費	541	603	654	674	715
前年度比	—	+11.4%	+8.5%	+3.1%	+6.1%

(2) 障害児通所給付費の推移 (児童発達支援・放課後デイサービス  
障害児相談支援給付・保育所等訪問事業)

障害児通所給付費は、障がい児数の増加及び制度の浸透に伴い、障害福祉サービス等の利用者が年々増加しています。制度の充実した平成 28 年度と令和元年度の障害児通所給付費を比較すると、27 百万円増加しており、約 1.17 倍の増加率となっておりますが、令和元年度の事業費は平成 30 年度と比較して 29 百万円の減少となっており、13.0%の減少率となっております。

単位： 百万円	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
事業費	101	163	198	219	190
前年度比	—	+49.2%	+21.3%	+10.5%	△13.0%

(3) 地域生活支援事業の推移

地域生活支援事業は、平成 27 年度から 28 年度は減少しましたが、28 年度からは横ばいで推移しております。国の補助額は減少傾向にあります。

単位： 百万円	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
事業費	31	26	26	26	26
前年度比	—	△15.4%	△0.2%	+1.2%	△1.0%



## 第2節 評価及び成果目標

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点の福祉施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、令和5年度末における地域生活移行者数の目標値を設定します。

#### 【国の指針】

- ① 令和5年度末までに令和元年度末時点の6%以上を地域生活へ移行する。
- ② 施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減する。

#### 【市の目標】

- ① 令和元年度末時点の施設入所者数66人の6%以上である4人を移行します。
- ② 令和元年度末時点の施設入所者数66人の1.6%以上である2人を削減します。

年度末時点入所者数		【目標値】	
令和元年度 (A)	令和5年度 (B)	削減見込み (A) - (B)	地域生活移行者数
66人	64人	2人	4人

### 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神に障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・障害福祉・介護・住まい・社会参加（就労）・地域の助け合い・教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた体制作りが必要です。そのため、保険・医療・福祉関係者による協議の場の活性化に向けた取り組みをはじめ、入所施設等から地域への移行、地域での定着支援などを推進します。

#### 【国の指針】

- ① 保健・医療及び福祉関係者による協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
- ② 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- ③ 協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。
- ④ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者うち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案し、利用者数を見込む。
- ⑤ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者うち地域生活の移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数を見込む。
- ⑥ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者うち地域生活の移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数を見込む。
- ⑦ 現に利用している人数、ニーズ、入院中の精神障害者うち地域生活の移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数を見込む。

【市の目標】

- ① 地域自立支援協議会などの既存の協議会を活用し、令和4年度から開催します。
- ② 参加者を10名で設定します。
- ③ 目標設定と及び評価の実施回数を各1回とします。
- ④ 地域移行支援の利用者数を2人とします。
- ⑤ 地域定着支援の利用者数を2人とします。
- ⑥ 共同生活援助の利用者数を25人とします。
- ⑦ 自立生活援助の利用者数は利用実績がないため見込んでいませんが、ニーズに応じて対応します。

	実績	見込み		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	0回	1回	1回
②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	0人	10人	10人
③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	目標1回 評価1回	目標1回 評価1回
④精神障害者の地域移行支援の利用者数	0人	0人	2人	2人
⑤精神障害者の地域定着支援の利用者数	0人	0人	2人	2人
⑥精神障害者の共同生活援助の利用者数	0人	0人	25人	25人
⑦精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人	0人

### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の指針】

令和5年度末までに地域生活支援拠点等を1つ以上確保し、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

【市の目標】

地域自立支援協議会などにおいて、複数の障害福祉サービス事業所などが連携し、分担して機能を担う体制により、他機種、他機関が連携し、障害者の地域生活を支援できるよう令和5年度末までに1つ以上の拠点等を整備し、年1回以上運用状況を検証・検討します。

	実績	見込み		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活拠点の確保(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所
運用状況の検証・検討回数(回)	0回	0回	0回	1回

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

### 【国の指針】

- ① 福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績の 1.27 倍以上とする。
- ② 就労移行支援事業への利用者数を令和元年度実績の 1.30 倍以上とする。
- ③ 就労継続支援 A 型事業への利用者数を令和元年度実績の 1.26 倍以上とする。
- ④ 就労継続支援 B 型事業への利用者数を令和元年度実績の 1.23 倍以上とする。
- ⑤ 一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用を 7 割以上とする。
- ⑥ 就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所を 7 割以上とする。

### 【市の目標】

- ① 令和元年度の一般就労への移行実績 2 人の 1.27 倍以上の 3 人とします。
- ② 令和元年度の就労移行支援事業所の利用者 5 人の 1.30 倍以上の 7 人とします。
- ③ 令和元年度の就労継続支援 A 型事業への実績の 42 人の 1.26 倍以上の 53 人とします。
- ④ 令和元年度の就労継続支援 B 型事業への実績の 112 人の 1.23 倍以上の 138 人とします。
- ⑤ 令和元年度の一般就労移行者の実績の 2 人のうち 7 割以上の 2 人以上とします。
- ⑥ 国の指針のとおり 7 割以上を目標とします。

① 一般就労移行者数		② 就労移行支援事業所の利用者数		③ 就労継続支援 A 型事業	
令和元年度	【目標値】 令和 5 年度	令和元年度	【目標値】 令和 5 年度	令和元年度	【目標値】 令和 5 年度
2 人	3 人	5 人	7 人	42 人	53 人

④ 就労継続支援 B 型事業		⑤ 就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者の割合		⑥ 就労定着率 8 割以上の就労定着支援事業所の割合	
令和元年度	【目標値】 令和 5 年度	【目標値】 令和 5 年度		【目標値】 令和 5 年度	
112 人	138 人	70%	2 人	70%	

## 5 障害児支援の提供体制の整備等

### (1) 児童発達支援センター・保育所等訪問支援

#### 【国の指針】

- ① 令和 5 年度末までに児童発達支援センターを少なくとも 1 箇所設置する。
- ② 令和 5 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

#### 【市の目標】

- ① 事業者により設置されています。
- ② 事業者により実施されています。

① 児童発達支援センター		② 保育所等訪問支援	
【実績値】	【目標値】	【実績値】	【目標値】
令和元年度	令和5年度末	令和元年度	令和5年度末
1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

**(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保**

【国の指針】令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1箇所以上確保する。

【市の目標】児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所ともに事業者により設置されています。

児童発達支援事業所		放課後等デイサービス事業所	
【実績値】	【目標値】	【実績値】	【目標値】
令和元年度	令和5年末	令和元年度	令和5年末
1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

※医療型児童発達支援との違い：プレイルームなどの施設要件が加わる。

**(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置**

【国の指針】

- ① 令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。
- ② 令和5年度末までに、医療ケア児等に関するコーディネーターを設置する。

【市の目標】(P33と関連があります)

- ① 協議の場を設けます。
- ② 事業者により配置されています。

① 協議の場		② コーディネーター（新規）	
【実績値】	【目標値】	【実績値】	【目標値】
令和元年度	令和5年度末	令和元年度	令和5年度末
0箇所	1箇所	1人	1人

**6 相談支援体制のための充実・強化のための取組（新規）**

【国の指針】

令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強

化を実施する体制を確保する。

- (1) 障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施する。
- (2) ①地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数を見込む。
  - ②地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数を見込む。
  - ③地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込む。

【市の目標】

- (1)障がい者等基幹相談支援センターで実施しています。
- (2)①来所，電話，訪問により実施しています。
  - ②,③関係機関と連携して，相談支援専門員の確保と質の向上に取り組みます。

	実績	見込み		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1)総合的・専門的な相談支援	実施	実施	実施	実施
(2)①地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	120件	120件	120件	120件
(2)②地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12件	12件	12件	12件
(2)③地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3回	3回	3回	3回

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規）

【国の指針】

令和5年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

- ① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数を見込む。
- ② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込む。

【市の目標】

- ① 県が実施する障害福祉サービス等に職員の参加を促進します。
- ② 県や関係市町村と連携して取り組みます。

	実績	見込み		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	0人	5人	5人	5人
②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	0回	1回	1回	1回

## 8 発達障害者等に対する支援（新規）

### 【国の指針】

- ①現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市の発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
- ②現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
- ③現状のピアサポートの活動状況及び市における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

### 【市の目標】

- ① ペアレントトレーニングやペアレントプログラムに参加し、適切な発達支援を行う体制の整備に努めます。
- ② ペアレントトレーニングやペアレントプログラムを活用し、ペアレントメンターの人材発掘と養成について検討します。
- ③ 関係機関と連携して、ピアサポート活動への参加を促進します。

	実績	見込み		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	0人	0人	0人	10人
② ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人	1人
③ ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	0人	10人

## 第3節 障害福祉サービス

### 1 訪問系サービス

#### サービスの概要

サービス名	対象者	内容
(1)居宅介護	障害支援区分 1 以上の方。身体介護等を伴う場合は区分 2 以上で別途 5 項目のいずれかに該当する方	居宅において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
(2)重度訪問介護	障害支援区分 4 以上で下記に該当する方。 ・二肢以上の麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外に認定されている方。 ・障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点が 10 点以上である方。	常に介護を必要とする方に、居宅においての介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。また、病院等に入院・入所している方に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行います。
(3)同行援護	同行援護アセスメント調査票による調査項目中、「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが 1 点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が 1 点以上の方。	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供し、その他必要な援助を行います。
(4)行動援護	障害支援区分 3 以上で、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が 10 点以上に該当する方（障がい児はこれに相当する支援の度合い）。	知的障害または精神障害により行動上困難を有する方に、危険を回避するために必要な援護、移動中の介護等を行います。
(5)重度障害者等包括支援	障害支援区分 6 で意思疎通に著しい困難を有し一定の要件に該当する方。	常時介護を要する方で、介護の必要程度が著しく高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

#### ①見込についての考え方

- ・実績について、居宅介護、同行援護については、見込みを下回っています。重度訪問介護については、令和 2 年度からサービスを開始しました。行動援護については見込量と同程度でした。同行援護については、令和 2 年度においては新型コロナウイルス感染症のため利用者数の減少が見られます。
- ・「利用量」(人日分)については、(月間の利用者数)×(平均利用日数)とします。
- ・居宅介護・行動援護：「利用量」、「利用者数」については、平成 30～令和元年度の伸び率と令和元～2 年度の伸び率の中間値を勘案し設定します。
- ・重度訪問介護については、「利用量」、「利用者数」については、令和 2 年度の実績から算定します。
- ・同行援護：「利用量」、「利用者数」については、令和元年度の実績並みで見込みます。
- ・重度障害者等包括支援については、現在のところ利用実績がないことから、利用の見込みはないものとしませんが、サービス対象者が希望した場合、サービスを供給します。

②利用量（1ヶ月当り）

			平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
居宅介護	利用量 (人日分)	見込	445	554	691	284	291	297
		実績	266	292	278			
居宅介護	利用者(人)	見込	27	34	42	35	40	46
		実績	24	30	31			
重度訪問介護	利用量 (人日分)	見込	0	0	0	500	500	500
		実績	0	0	500			
重度訪問介護	利用者(人)	見込	0	0	0	1	1	1
		実績	0	0	1			
同行援護	利用量 (人日分)	見込	320	320	320	230	230	230
		実績	207	229	160			
同行援護	利用者(人)	見込	6	6	6	8	8	8
		実績	6	7	8			
行動援護	利用量 (人日分)	見込	23	23	23	25	25	26
		実績	23	24	24			
行動援護	利用者(人)	見込	2	2	2	2	2	2
		実績	2	2	2			
重度障害者等 包括支援	利用量 (人日分)	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
重度障害者等 包括支援	利用者(人)	見込	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
合 計	利用量 (人日分)	見込	788	897	1,034	1,039	1,046	1,053
		実績	496	545	962			
合 計	利用者(人)	見込	35	42	50	46	51	57
		実績	32	39	42			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

③見込量を確保するための方策

- ・訪問系サービスは、障害者手帳取得者の増加及び介護者の高齢化などにより、今後も利用者が増加していくと予想されます。しかし、市内に事業所がないことから、市外の事業所で対応している状況です。今後は市内の高齢者サービスを実施している事業所に対して情報提供を行い、新規事業所の参入を呼びかけるなどサービス体制の受け皿の拡大を図ります。
- ・重度訪問介護は長時間対応できるヘルパーの確保と体制づくり、行動援護では強度行動障害に対応できるヘルパーが少ないといった課題があり、利用者のニーズに対応できていない現状があるため、研修会等への参加を促進し、自立支援協議会と協力して人材確保・育成に努めます。

## 2 日中活動系サービス

### サービスの概要

サービス名	対象者	概要
(1)生活介護	常時介護を必要とする方で障害支援区分3（50歳以上は区分2）以上の方。	常に介護を必要とする方に、主に昼間、障害者支援施設等において入浴、排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会提供を行います。
(2)自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	身体機能・生活能力の維持向上のため、一定の支援が必要な方。	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持向上のために支援が必要な訓練等を行います。
(3)就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の方。	一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
(4)就労継続支援（A型）	一般就労する事が困難な方で、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な65歳未満の方。	雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労への移行に向けて支援を行います。
(5)就労継続支援（B型）	一般企業等の雇用に結びつかない方や、または一定年齢に達している方で、就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。	就労の機会を提供するとともに、生産活動に係る知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
(6) 就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある方で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方。	企業や自宅等への訪問・来所により生活や体調管理などの課題解決に向けて必要な連絡調整や指導助言を行います。
(7)療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする方。 ・障害支援区分が6であり、ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸管理を行っている方。 ・障害支援区分が5以上の筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者。 ・指定療養介護事業所を利用する方。	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活上の援助を行います。
(8) 短期入所（福祉型）	18歳以上の利用者：障害支援区分1以上障害児支援区分1以上。	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間や夜間、施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
(9)短期入所（医療型）	重症心身障害児、または障がいある方。 ・障害支援区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を実施。 ・障害支援区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している方又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している方等。	入浴、排せつ及び食事の介護等。 *医療ニーズの高い障がい児、障がい者に対する医学的管理や療養上必要な措置を実施した場合、加算による評価を実施します。

## (1) 生活介護

### ①見込についての考え方

- ・実績について、見込量を下回っていますが、利用量は増加傾向、利用者は横ばいとなっております。
- ・「利用量」(人日分)については、(月間の利用者数)×(平均利用日数)とします。
- ・「利用量」、「利用者数」については、平成30～令和元年度の伸び率と令和元～2年度の伸び率の中間値を勘案し設定します。

### ②利用量(1ヶ月当り)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量 (人日分)	見込	2,357	2,616	2,902	2,165	2,183	2,200
	実績	2,114	2,110	2,148			
利用者(人)	見込	113	126	140	106	106	106
	実績	106	109	106			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

### ③見込量を確保するための方策

- ・市内および市外事業所での対応を図ります。また今後も障がい者の日中活動の場として、身近な場所での利用が可能になるよう支援の充実に努めます。

## (2) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

### ①見込についての考え方

- ・実績について、機能訓練は見込を大きく上回っておりますが、横ばいで推移しております。生活訓練も見込みを上回っており、利用量、利用者ともに増加傾向にあります。
- ・「利用量」(人日分)については、(月間の利用者数)×(平均利用日数)とします。

#### 【機能訓練】

- ・「利用量」、「利用者数」については、平成30～令和元年度の伸び率と令和元～2年度の伸び率の中間値を勘案し設定します。

#### 【生活訓練】

- ・「利用量」、「利用者数」については、増加傾向を加味しつつ、令和元年度の実績を勘案し設定します。

### ②利用量(1ヶ月当り)

#### 【機能訓練】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量 (人日分)	見込	18	18	18	85	85	85
	実績	85	105	85			
利用者(人)	見込	1	1	1	4	4	4
	実績	4	7	4			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

【生活訓練】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量 (人日分)	見込	30	30	30	110	120	130
	実績	31	52	99			
利用者(人)	見込	2	2	2	11	13	15
	実績	2	7	9			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

③見込量を確保するための方策

- ・市内に事業所がないことから、必要な訓練が適切に受けられるよう、市外の関係機関及びサービス提供事業所との連携に努めます。また新規事業所の参入を呼びかけるなど受け皿の拡大を図ります。

(3) 就労移行支援

①見込についての考え方

- ・実績について、見込量を下回っております。
- ・「利用量」(人日分)については、(月間の利用者数)×(平均利用日数)とします。
- ・「利用量」、「利用者数」については、令和元年度の実績並みで見込みます。

②利用量(1ヶ月当り)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量 (人日分)	見込	349	370	400	110	110	110
	実績	171	71	101			
利用者(人)	見込	18	20	23	7	7	7
	実績	11	7	8			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

③見込量を確保するための方策

- ・市内および市外事業所での対応を図ります。また障がい者の一般就労を促進するため、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、サービス提供事業所との連携に努めます。

(4) 就労継続支援(A型)

①見込についての考え方

- ・実績について、見込量を下回っており、年々減少傾向にあります。
- ・「利用量」(人日分)については、(月間の利用者数)×(平均利用日数)とします。
- ・「利用量」、「利用者数」については、平成30～令和元年度の伸び率と令和元～2年度の伸び率の中間値を勘案し設定します。

## ②利用量（1ヶ月当り）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量 (人日分)	見込	814	979	1,177	611	595	580
	実績	663	633	628			
利用者(人)	見込	18	20	23	40	43	46
	実績	33	42	37			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

## ③見込量を確保するための方策

- ・利用者の増加を目指し、地域住民への事業所の周知や、新規の利用希望者への情報提供に努めます。またサービス提供事業所との連携を図り、支援内容の充実に努めます。

## (5) 就労継続支援（B型）

### ①見込についての考え方

- ・実績について見込量をやや下回っておりますが、年々増加傾向にあります。
- ・「利用量」(人日分)については、(月間の利用者数)×(平均利用日数)とします。
- ・「利用量」、「利用者数」については、平成30～令和元年度の伸び率と令和元～2年度の伸び率の中間値を勘案し設定します。

## ②利用量（1ヶ月当り）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量 (人日分)	見込	1,384	1,607	1,867	1,975	2,270	2,608
	実績	1,302	1,622	1,719			
利用者(人)	見込	84	97	113	133	160	192
	実績	77	112	111			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

## ③見込量を確保するための方策

- ・利用者は増加傾向にありますが、定員に満たないサービス提供事業所が多いことから、利用希望者のニーズに合わせて、市内事業所の周知や情報提供に努めます。

## (6) 就労定着支援

### ①見込についての考え方

- ・実績について、利用者は少ないですが、増加傾向にあります。
- ・「利用量」(人日分)については、(月間の利用者数)×(平均利用日数)とします。
- ・「利用量」、「利用者数」については、平成30～令和元年度の伸び率と令和元～2年度の伸び率の中間値を勘案し設定します。

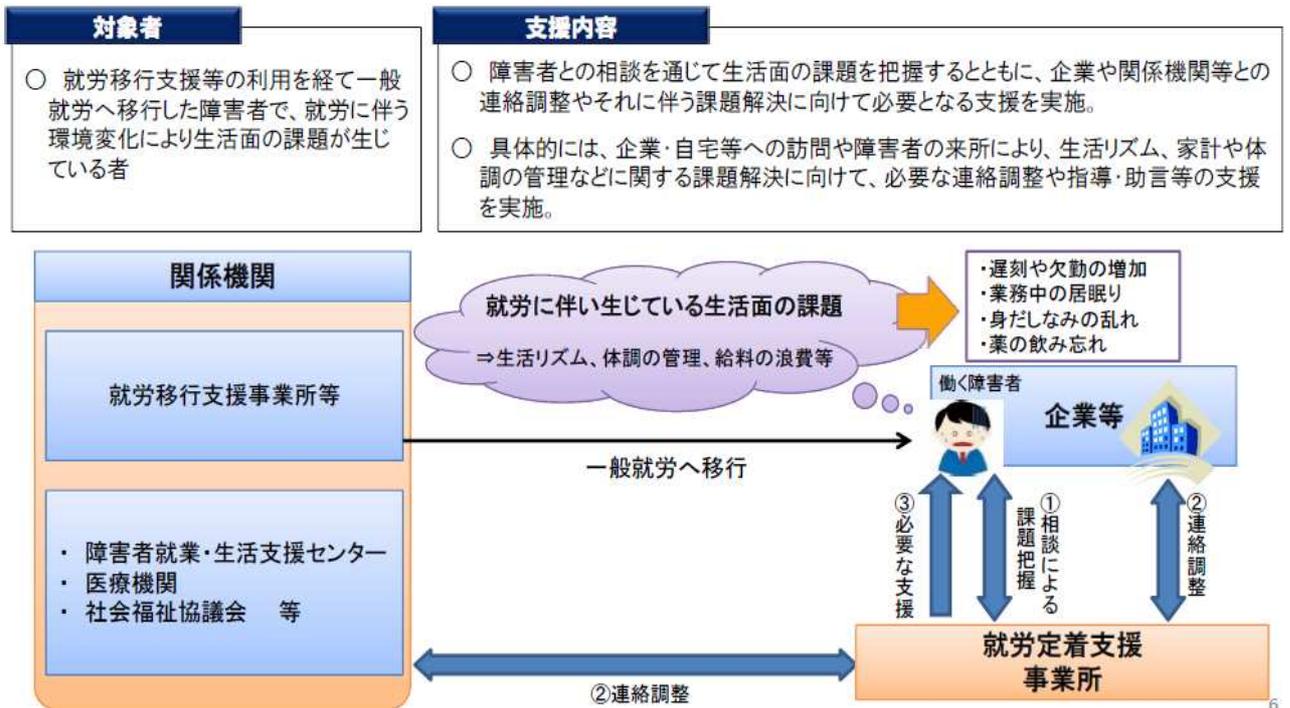
②利用量（1ヶ月当り）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者(人)	見込	—	—	—	3	4	6
	実績	1	2	2			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

③見込量を確保するための方策

- ・市内に事業所がないことから、市外事業所での対応を図ります。また毎年、若干名の一般就労への移行者がいる状況であり、サポート体制を構築していくためにも、新規事業所の参入の呼びかけに努めます。



(7) 療養介護

①見込についての考え方

- ・実績について、見込みとほぼ同じで推移し、利用者が横ばいであります。
- ・令和元年度の実績並みで推移するものと見込みます。

②利用量（1ヶ月当り）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者(人)	見込	6	6	6	5	5	5
	実績	6	5	5			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

③見込量を確保するための方策

- ・市内に事業所がないことから、市外事業所での対応を図ります。新規の利用希望者については、サービス提供事業者や関係機関と情報共有しながら、適切なサービスが提

供できるよう努めます。

## (8) 短期入所（福祉型）

### ①見込についての考え方

- ・実績について、見込を上回っており、増加傾向にあります。令和2年度においては新型コロナウイルス感染症のため利用者数の減少が見られます。
- ・「利用量」（人日分）については、（月間の利用者数）×（平均利用日数）とします。
- ・「利用量」、「利用者数」については、平成30年度と令和元年度の実績の差が大きいことから、令和元年度の数値並みで見込みます。

### ②利用量（1ヶ月当り）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量 (人日分)	見込	120	133	148	195	195	195
	実績	95	192	56			
利用者(人)	見込	12	14	15	30	30	30
	実績	14	28	14			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

### ③見込量を確保するための方策

- ・市内および市外事業所での対応を図ります。また障がい者および家族の心身の支援を図るため、身近な場所でのサービス提供が行えるよう既存の事業所でのサービス提供体制の確保や新規事業所の参入の呼びかけに努めます。

## (9) 短期入所（医療型）

### ①見込についての考え方

- ・実績について、利用量については見込を上回り、利用者についてはほぼ見込みどおりで推移しています。
- ・「利用量」（人日分）については、（月間の利用者数）×（平均利用日数）とします。
- ・「利用量」、「利用者数」については、平成30～令和元年度の伸び率と令和元～2年度の伸び率の中間値を勘案し設定します。

### ②利用量（1ヶ月当り）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量 (人日分)	見込	3	4	5	16	19	23
	実績	9	13	13			
利用者(人)	見込	3	4	5	4	5	6
	実績	2	3	3			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

### ③見込量を確保するための方策

- ・既存の事業所でのサービス供給が可能であることから、既存の事業所での対応を図ります。また個々のニーズに合わせて、市外事業所の情報提供に努めます。

### 3 居住系サービス

#### サービスの概要

サービス名	対象者	概要
(1) 自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用して いた障がいのある方で、一人暮らしを希望する 方。	定期的に利用者の居宅を訪問し、日 常生活に課題がないか、通院してい るか、地域住民との関係は良好かな どの確認を行い、必要な助言や関係 機関との調整を行います。 また、利用者からの要請により訪 問・電話等で随時対応します。
(2) 共同生活援助	障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の方 又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サ ービス若しくはこれに準ずるものを利用したこ とがある方。）	地域で共同生活を営むのに支障のな い障がい者につき、主として夜間 において、共同生活を営むべき住居 において相談その他の日常生活上の援 助を行います。
(3) 施設入所支援	①生活介護を受けている方で障害支援区分4以 上（50歳以上は区分3以上）である方。 ②自立訓練又は就労移行支援を受けている方で 入所させながら訓練等を実施することが必要か つ効果的であると認められる方、又は地域にお ける通所のサービス訓練等を受けることが困難 な方。 ③就労継続支援B型と施設入所支援との利用を 希望する方または生活介護と施設入所支援との 利用を希望する障害支援区分4（50歳以上は区 分3）より低い方で、指定特定相談支援事業者 によるサービス等利用計画を作成する手続きを 経た上で、利用組み合わせが必要な方	主に夜間や休日に施設に入所する方 に、入浴、排せつ、食事の介護、生 活等に関する相談及び助言、その他 の必要な日常生活上の支援を行いま す。
(4) 地域生活支援 拠点等	右記のサービスを必要とされる方	障がい者の重度化・高齢化や「親亡 き後」を見据えた、居住支援のため の機能（相談・緊急時の受け入れ・ 体験の機会・場・専門的人材の確保・ 養成・地域の体制づくり）を構築し ます。

## (1) 自立生活援助

### ①見込についての考え方

- ・実績については利用がありませんでした。
- ・現在のところ利用実績がありませんが、グループホーム等の利用者がいることから、推計し設定します。

### ②利用量（1ヶ月当り）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者(人)	見込	—	—	—	2	3	3
	実績	0	0	0			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

### ③見込量を確保するための方策

- ・市内に事業所がないことから、市外事業所での対応を図ります。また地域移行支援を利用した在宅生活者の増加が見込まれるため、新規事業所の参入の呼びかけに努めます。

## (2) 共同生活援助

### ①見込についての考え方

- ・実績について、見込をやや下回る数値で推移しておりますが、増加傾向にあります。
- ・平成30～令和元年度の伸び率と令和元～2年度の伸び率の中間値を勘案し設定します。

### ②利用量（1ヶ月当り）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者(人)	見込	58	68	79	54	58	62
	実績	45	58	50			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

### ③見込量を確保するための方策

- ・地域移行等による受け皿の基盤として、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、サービスの必要量の把握を行い、それに伴うサービス提供体制の確保や新規事業所の参入の呼びかけに努めます。

## (3) 施設入所支援

### ①見込についての考え方

- ・実績について、見込をやや上回る数値で推移し、ほぼ横ばいでありました。
- ・令和2年度の実績を基に見込みます。

- ・施設入所者数の令和5年度削減目標値に向けて設定します。

## ②利用量（1ヶ月当り）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者(人)	見込	66	63	60	68	68	68
	実績	68	71	68			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

## ③見込量を確保するための方策

- ・市内に事業所がないことから、市外事業所での対応を図ります。また新規の利用希望者については、サービス提供事業者と連携し、適切なサービスが提供できるよう努めます。

## (4) 地域生活支援拠点等

### ①見込についての考え方

- ・実績について利用はありませんでした。
- ・地域生活支援拠点の設置箇所数と、拠点が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数を見込みます。

## ②利用量（1ヶ月当り）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
拠点箇所数 (箇所)	見込	—	—	—	0	1	1
	実績	0	0	0			
検証・検討 回数(回)	見込	—	—	—	0	1	1
	実績	0	0	0			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

## ③見込量を確保するための方策

- ・市内に事業所がないことから、市外事業所での対応を図ります。また地域生活支援拠点を設置している自治体を参考にしながら、情報収集や体制整備に努めます。



## 4 相談支援

### サービスの概要

サービス名	対象者	概要
(1)計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援，地域定着支援）を利用する方。 障害福祉サービスを利用する18歳未満の障がいのある子ども。	サービス利用支援は障がい者の心身の状況，その置かれている環境等を勘案し，利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し，支給決定等が行われた後に，支給決定内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し，その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い，サービス等利用計画の変更等を行います。
(2)地域移行支援	障害者支援施設または児童福祉施設に入所している方。 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）等に入院している精神に障がいのある方。 保護施設，更正施設等を退所する方。	住居の確保をはじめ，対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談，その他の便宜の供与を行います。
(3)地域定着支援	居宅において単身，または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない方。	対象となる方と常時の連絡体制を確保し，障害特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談，その他の便宜の供与を行います。

### (1) 計画相談支援

#### ①見込についての考え方

- ・実績について，見込を下回っておりますが，増加傾向にあります。
- ・平成30～令和元年度の伸び率と令和元～2年度の伸び率の中間値を勘案し設定します。

#### ②利用量（1ヶ月当り）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者(人)	見込	54	60	67	67	92	128
	実績	25	26	48			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

#### ③見込量を確保するための方策

- ・自立支援協議会の相談支援部会を通して，指定特定相談支援事業者やサービス提供事業者と連携し，相談支援体制の更なる充実に努めます。

## (2) 地域移行支援

### ①見込についての考え方

- 実績について、見込を下回っております。
- 令和2年度の実績並みで見込みます。

### ②利用量（1ヶ月当り）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者(人)	見込	1	2	3	1	1	1
	実績	0	1	1			

※令和2年度の数值は10月での実績です。

### ③見込量を確保するための方策

- 市内及び市外の相談支援事業所での対応を図ります。また自立支援協議会の地域移行部会を通じて、市の課題を明確化したうえで、関係機関やサービス提供事業所との連携や制度の周知に努めます。

## (3) 地域定着支援

### ①見込についての考え方

- 実績について、利用がなく、見込を下回っております。
- 現在のところ利用実績がありませんが、今後地域定着を進めていくことから、見込みます。

### ②利用量（1ヶ月当り）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者(人)	見込	1	1	2	1	1	1
	実績	0	0	0			

※令和2年度の数值は10月での実績です。

### ③見込量を確保するための方策

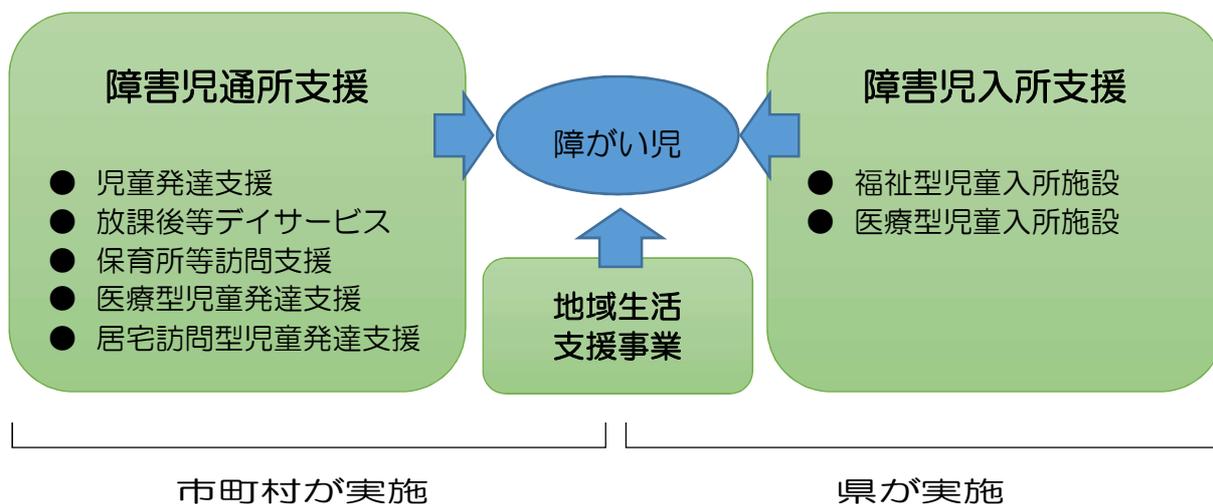
- 市内及び市外の相談支援事業所での対応を図ります。また住み慣れた地域で安心した暮らしを実現するために、広く制度の周知に努めます。

## 5 児童発達支援

### (1) 障がい児支援のサービス体系

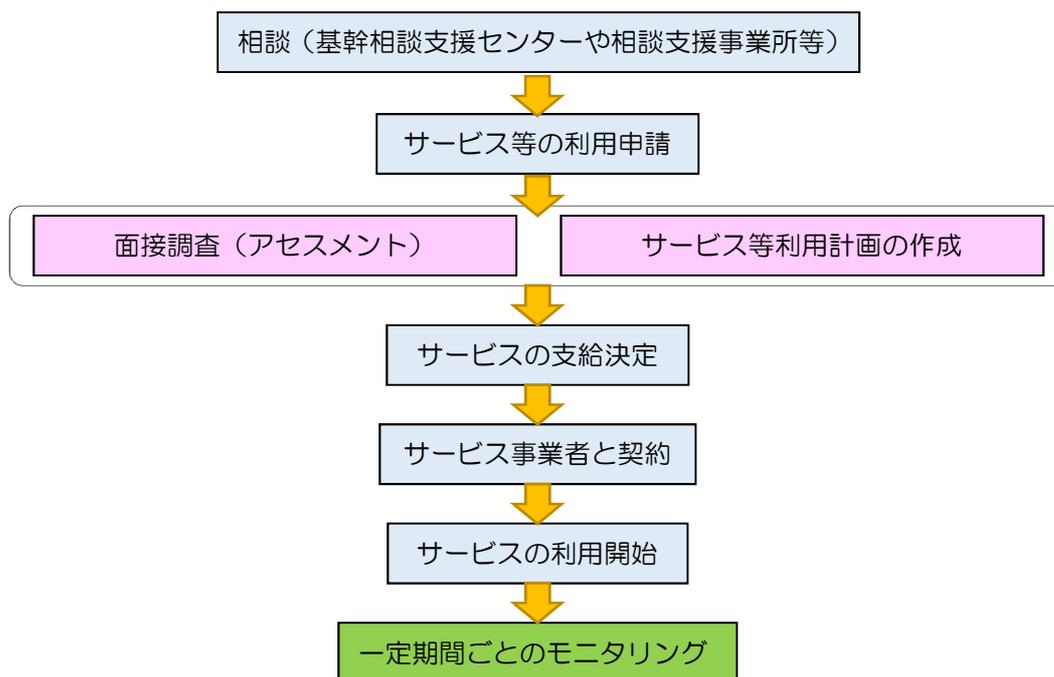
障がい児を支援する福祉サービスは、主に市町村が実施する障害児通所支援と県が実施する障害児入所支援の2つのサービスがあります。

また、地域生活支援事業については、相談支援や意思疎通事業、日常生活用具給付等のサービスを市町村が実施し、専門性の高い支援や広域的な支援を県が実施しています。



### (2) サービス利用の流れ

福祉サービス（障害児通所支援）を利用するには、市役所福祉課に申請し、サービスの支給決定、受給者証の交付を受ける必要があります。利用者の状況を把握するための面接調査（アセスメント／客観的事実に基づく評価）の結果や、サービス等利用計画に記載された意向等を参考に必要なサービスや支給量が決定されます。



## サービスの概要

サービス名	対象者	概要
(1) 児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の子ども	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
(2) 医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある子ども	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
(3) 放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)就学している子ども	学校通学中の子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって自立を推進するとともに、放課後等における支援を推進します。
(4) 保育所等訪問支援	保育所等(保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設)に通う子ども	保育所等を現在利用中、または今後利用する予定の子どもが、保育所等における「集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を推進します。
(5) 居宅訪問型児童発達支援	重症の障がい等により、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な子ども	重度の障がい等のある子どもであって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
(6) 障害児相談支援	障害児通所支援を利用する子ども	障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行います。
(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	NICU 等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な子ども	医療的ケアが必要な子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるように関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

## (1) 児童発達支援

### ①見込についての考え方

- ・実績について、見込を下回り、年々減少傾向にあります。
- ・「利用量」(人日分)については、(月間の利用者数)×(平均利用日数)とします。
- ・「利用量」,「利用者数」については、令和元年度の実績並みで見込みます。

### ②利用量(1ヶ月当り)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量 (人日分)	見込	809	855	903	525	525	525
	実績	727	523	441			
利用者(人)	見込	89	94	99	70	70	70
	実績	77	70	53			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

### ③見込量を確保するための方策

- ・利用者の増加に対応するために、市内及び市外の事業所の利用を推進します。

## (2) 医療型児童発達支援

### ①見込についての考え方

- ・実績について、利用がありませんでした。
- ・「利用量」(人日分)については、(月間の利用者数)×(平均利用日数)とします。
- ・現在のところ利用実績がないことから、利用の見込みはないものとしますが、サービス対象者が希望した場合、サービスを供給します。

### ②利用量(1ヶ月当り)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量 (人日分)	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			
利用者(人)	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

### ③見込量を確保するための方策

- ・実績も事業所もないため、サービスが必要になった場合は、近隣市の事業所での対応を図ります。

### (3) 放課後等デイサービス

#### ①見込についての考え方

- ・実績について、見込みを上回っており、増加傾向にあります。
- ・「利用量」(人日分)については、(月間の利用者数)×(平均利用日数)とします。
- ・「利用量」,「利用者数」については、平成 30~令和元年度の伸び率と令和元~2 年度の伸び率の中間値を勘案し設定します。

#### ②利用量(1ヶ月当り)

		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年 度
利用量 (人日分)	見込	910	962	1,016	1,058	1,095	1,132
	実績	956	923	1,023			
利用者(人)	見込	71	75	79	92	97	102
	実績	80	93	88			

※令和 2 年度の数値は 10 月での実績です。

#### ③見込量を確保するための方策

- ・利用者の増加に対応するために、市内及び市外の事業所の利用を推進します。

### (4) 保育所等訪問支援

#### ①見込についての考え方

- ・実績について、見込を下回り、年々減少傾向にあります。
- ・「利用量」(人日分)については、(月間の利用者数)×(平均利用日数)とします。
- ・「利用量」,「利用者数」については、令和元年度の実績並みで見込みます。

#### ②利用量(1ヶ月当り)

		平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年 度
利用量 (人日分)	見込	68	72	76	10	10	10
	実績	16	9	7			
利用者(人)	見込	36	41	44	7	7	7
	実績	11	7	4			

※令和 2 年度の数値は 10 月での実績です。

#### ③見込量を確保するための方策

- ・利用者の増加に対応するために、児童発達支援センターの充実を図ります。

### (5) 居宅訪問型児童発達支援

#### ①見込についての考え方

- ・実績について、利用がありませんでした。

- ・「利用量」(人日分)については、(月間の利用者数)×(平均利用日数)とします。
- ・現在のところ利用実績がないことから、利用の見込みはないものとしますが、サービス対象者が希望した場合、サービスを供給します。

②利用量(1ヶ月当り)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用量 (人日分)	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0
利用者(人)	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の数値は10月での実績です。

③見込量を確保するための方策

- ・対象者でサービスが必要になった場合は、近隣市の事業所での対応を図ります。

(6) 障害児相談支援

①見込についての考え方

- ・実績について、見込と同程度で推移しております。
- ・令和元年度の実績並みで見込みます。

②利用量(1ヶ月当り)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者(人)	見込	25	26	27	26	26	26
	実績	27	26	24	26	26	26

※令和2年度の数値は10月での実績です。

③見込量を確保するための方策

- ・広く事業の周知を図り、利用を推進します。

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置  
(P13と関連があります)

①見込についての考え方

- ・令和2年度からコーディネーターが配置されております。

②配置数(年度末)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者(人)	見込	0	0	0	1	1	1
	実績	0	0	1	1	1	1

※令和2年度の数値は10月での実績です。

③確保するための方策

- ・ 広く事業の周知を図り，増員を推進します。

(3) 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた定量的な目標の設定

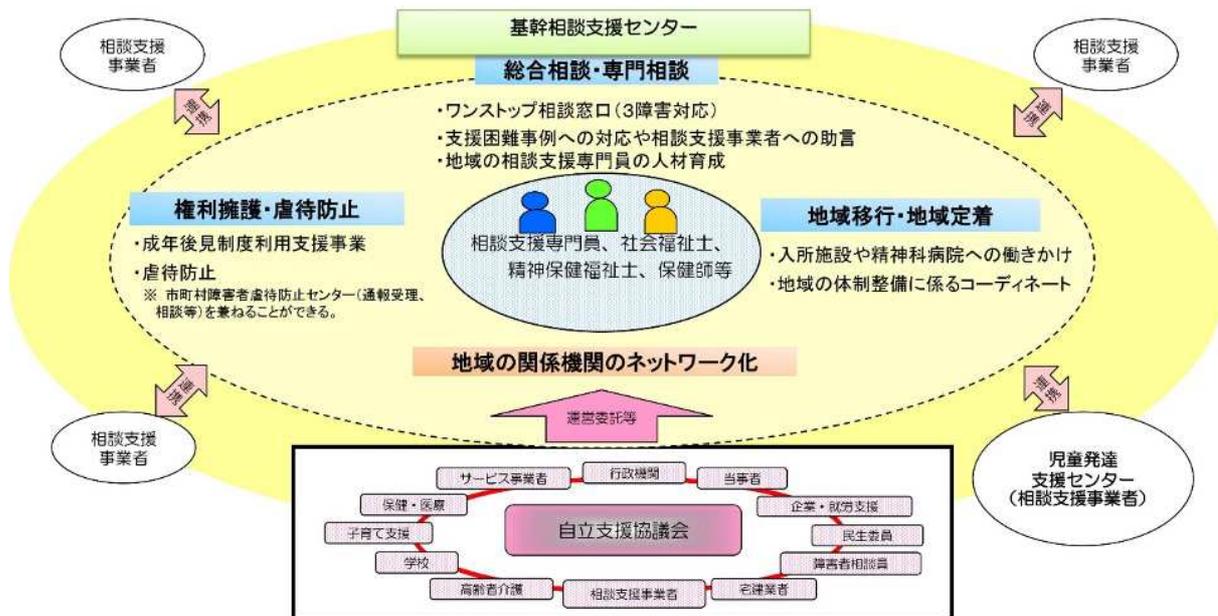
障がい児やその保護者が，子ども・子育て支援施策の中から適切なサービスを選択し，円滑に利用できるよう必要な見込量を設定します。

種別	利用ニーズを踏まえた必要見込量 (人)	定量的な目標（見込）（人）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	3	4	4	4
認定こども園	1	1	1	1
放課後等児童健全育成事業	0	0	0	0

# 第3章 地域生活支援事業

## 1 基幹相談支援センター事業

障がい者等基幹相談支援センターでは、本市における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、保育士、公認心理師、相談支援専門員等の専門職を配置し、一般的な相談事業に加え、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を実施しています。



### (1) 障がい者等に対する支援

- ・一般相談（障がい者・家族からの相談）
- ・障害支援区分認定調査
- ・自立支援協議会の運営
- ・自立支援協議会専門部会（相談支援部会、就労支援部会、生活支援部会、地域移行部会）の運営
- ・関係機関との調整
- ・カウンセリング等

### (2) 障がい児等に対する支援

- ・母子健康診査時の相談
- ・市内幼稚園・保育園・認定こども園巡回支援
- ・親子教室の開催
- ・市内事業所や学校との情報連携
- ・保護者からの相談
- ・障がい児の支援ファイルの作成
- ・自立支援協議会専門部会（子ども部会）の運営

### (3) 相談支援事業

#### ①見込についての考え方

- ・実績については、見込を下回っております。
- ・令和元年度の実績並みで見込みます。

#### ②実績・見込み(箇所)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数 (箇所)	見込	10	10	10	4	4	4
	実績	10	4	4			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

#### ③見込量を確保するための方策

- ・現在契約している既存の4事業所（市内3，市外1）での対応を図ります。
- ・複雑化，多様化する相談内容に対応するため，基幹相談支援センターを中心とした地域における総合的・専門的な相談支援を実施するための体制強化を目指します。また自立支援協議会の相談支援部会を中心に，基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の連携を強化し，相談支援体制の充実に努めます。

## 2 成年後見制度利用支援事業

### サービスの概要

サービス名	対象者	概要
成年後見制度利用支援事業	下記のいずれにも該当する障がい者 ・障害者福祉サービスを利用し，又は利用しようとする身寄りのない（原則，2親等以内の親族がいない）重度の知的または，精神に障がいがある方 ・市が知的障害者福祉法第27条の3又は精神保健福祉法第51条11に基づく，市長による後見人等の開始の審判請求を行うことが必要と認める方 ・所得状況を勘案し，申立てに要する経費の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる方	知的や精神に障がいがある方のうち，判断能力が不十分な方について，障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため，市が行う成年後見の利用を支援します。

#### ①見込についての考え方

- ・利用実績はありませんでした。
- ・今後利用が発生するものと考え，利用者数を見込みます。

## ②利用量（年間）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者(人)	見込	1	1	1	1	2	2
	実績	0	0	0			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

## ③見込量を確保するための方策

- ・関係機関等が連携し、それぞれの機能を効果的に発揮することで、権利擁護支援が必要な人が早期の段階から相談につながる事が出来るよう地域連携ネットワークの推進に努めます。

## 3 意思疎通支援事業

### サービスの概要

サービス名	対象者	概要
(1)手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (2)手話通訳者設置事業	聴覚に障がいがある等により意思疎通を図ることに支障がある方	聴覚・言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、その方とその他の方の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

### (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

#### ①見込についての考え方

- ・実績については見込を下回り、年々利用者の減少が見られます。令和2年度は新型コロナウイルス感染症によりイベントでの派遣がなく、少なくなりました。
- ・令和元年度の実績並みで見込みます。

## ②利用量（年間）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者(人)	見込	190	190	190	95	95	95
	実績	131	96	52			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

## ③見込量を確保するための方策

- ・手話通訳者については、手話通訳者養成講座を継続して実施し、手話通訳者派遣登録者の増員を目指します。また要約筆記者については、利用希望があった際に、県が実施する養成講座の受講を促すなど、要約筆記者派遣登録者の確保に努めます。

## (2) 手話通訳者設置事業

### ①見込についての考え方

- ・現状を維持することとします。

### ②実績・計画

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置数(人)	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	1	1	1

※令和2年度の数値は10月での実績です。

### ③見込量を確保するための方策

- ・手話通訳者の設置日数を週5日としており、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の窓口相談等に対応するため、現在の体制を引き続き維持することに努めます。

## 4 日常生活用具給付事業

### サービスの概要

サービス名	対象者	概要
(1)介護・訓練支援用具 (2)自立生活支援用具 (3)在宅療養等支援用具 (4)情報・意思疎通支援用具 (5)排せつ管理支援用具 (6)住宅改修費	日常生活用具を必要とする障がいのある方、または子ども	日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。

### (1) 介護・訓練支援用具

#### ①見込についての考え方

- ・実績については、ほぼ見込みどおりでした。
- ・過去3年間の実績を勘案し、利用件数として見込みます。

#### ②利用量（年間）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数(件)	見込	2	2	2	2	2	2
	実績	2	0	2	2	2	2

※令和2年度の数値は10月での実績です。

#### ③見込量を確保するための方策

- ・制度や用具の内容の周知に努めます。

## (2) 自立生活支援用具

### ①見込についての考え方

- ・実績についてはほぼ見込みどおりでした。
- ・過去3年間の実績を勘案し、利用件数として見込みます。

### ②利用量（年間）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数(件)	見込	3	3	3	2	2	2
	実績	3	2	2			

※令和2年度の数值は10月での実績です。

### ③見込量を確保するための方策

- ・制度や用具の内容の周知に努めます。

## (3) 在宅療養等支援用具

### ①見込についての考え方

- ・実績についてはほぼ見込みどおりでした。
- ・過去3年間における平均利用件数を将来の利用件数として見込みます。

### ②利用量（年間）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数(件)	見込	5	5	5	4	4	4
	実績	1	4	4			

※令和2年度の数值は10月での実績です。

### ③見込量を確保するための方策

- ・制度や用具の内容の周知に努めます。

## (4) 情報・意思疎通支援用具

### ①見込についての考え方

- ・実績については見込みどおりでした。
- ・過去3年間における平均利用件数を将来の利用件数として見込みます。

### ②利用量（年間）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数(件)	見込	3	3	3	6	6	6
	実績	6	6	5			

※令和2年度の数值は10月での実績です。

### ③見込量を確保するための方策

- ・制度や用具の内容の周知に努めます。

## (5) 排せつ管理支援用具

### ①見込についての考え方

- ・実績については見込を上回り、増加しています。
- ・見込については、平成30～令和元年度の伸び率と令和元～2年度の伸び率の中間値を勘案し設定します。

### ②利用量（年間）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数(件)	見込	751	754	753	970	1,005	1,041
	実績	872	893	936			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

### ③見込量を確保するための方策

- ・年々利用者の増加があることから、制度の周知は図られておりますが、今後も制度の理解を深めるよう努めます。

## (6) 住宅改修費

### ①見込についての考え方

- ・現在利用実績がありませんが、今後利用が発生するものと考え、利用者数を見込みます。

### ②利用量（年間）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数(件)	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

### ③見込量を確保するための方策

- ・実績がないことから、制度の周知について努めます。

## 5 移動支援事業

### サービスの概要

サービス名	対象者	概要
移動支援事業	外出時に移動の支援が必要な障がいのある方、または子ども	日常生活における必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のため、外出の際の移動の介護を行います。

#### ① 見込についての考え方

- ・実績については、見込を上回り、横ばいです。
- ・見込については、3年間の実績を勘案し設定します。

#### ② 利用量（年間）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者 (人)	見込	12	12	12	46	46	46
	実績	47	46	46			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

#### ③ 見込量を確保するための方策

- ・市内に事業所がないことから、市外事業所での対応を図ります。また県の研修事業を広く周知し、新規事業所の参入の呼びかけに努めます。

## 6 地域活動支援事業

### サービスの概要

サービス名	対象者	概要
地域活動支援センターⅠ型	障がいのある方等	専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための理解、地域住民のボランティア育成、障がいに対する理解推進を図るための普及啓発等の事業を実施します。なお、相談支援事業を合わせて実施しないし、委託を受けていることを要件とします。
地域活動支援センターⅡ型		地域において雇用・就労が困難な在宅の方に、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センターⅢ型		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体から委託を受ける場合には、地域の障がいのある方のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業（小規模作業所）の実績を5年以上有していることを要件とします。</li> <li>・自立支援給付に基づく事業所に併設して実施します。</li> </ul>

### ①見込についての考え方

- ・実績については箇所数については令和2年度の見込みに達成しました。利用者数については新型コロナウイルス感染症のため令和2年度の利用が減少しました。
- ・見込については、令和元年度の数値を勘案して設定します。

### ②利用量（年間）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数 (箇所)	見込	4	4	4	4	4	4
	実績	4	4	4			
利用者(人)	見込	9	9	10	16	16	16
	実績	9	16	8			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

### ③見込量を確保するための方策

- ・市内及び市外事業所での対応を図ります。また地域における交流の場、憩いの場として、より一層充実するようサービス提供事業所と連携し、日常生活支援等の体制強化に努めます。

## 7 その他任意事業

### サービスの概要

サービス名	対象者	概要
(1)訪問入浴サービス事業	身体障害者手帳1・2級の肢体不自由に該当し、他のサービスで入浴が困難な方	単独では入浴する事が困難な方に対し、訪問入浴車を派遣し、入浴サービスを提供します。
(2)更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業	(1)就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している生活保護を受給されている方、または要保護者(更生訓練費)  (2)就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利用し、就職又は自営により、施設を退所することとなった方(就職支度金)	就労移行支援事業または自立訓練事業利用者に更生訓練費を給付します。  就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利用し、就職等により自立するため施設を退所することになった方に就職支度金を支給します。

(3) 日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要な子ども	日中介護する方がなく、見守り等の支援が必要と認められた子どもに、見守りおよび社会的に対応するための日常的な訓練等、日中活動の場を提供します。
(4) 生活サポート事業	障害支援区分が非該当のため、サービスを受けられない方で一定の条件に該当する方	日常生活の支援や家事援助が必要な認められた方に、ホームヘルパー等を派遣し、家事援助を行います。
(5) 社会参加推進事業 (点字・声の広報等 発行事業)	文字による情報入手が困難な重度の視覚に障がいがある方	点訳の方法により、市の広報などを定期的に提供します。
(6) 社会参加推進事業 (自動車運転免許 取得費助成事業)	身体障害者手帳を所持されている方 (所得制限があります。)	自動車免許を取得する方に、教習料の一部を助成します。 (運転免許取得費の3分の2以内で、10万円を限度とします。)
(7) 社会参加推進事業 (自動車改造費助成 費用)	改造すれば自分で運転できる方 (所得制限があります。)	障がいに応じて必要となる操行操作・駆動装置等の自動車改造に係る費用の一部を助成します。 (10万円を限度とします。)

## (1) 訪問入浴サービス事業

### ①見込についての考え方

- ・実績については、ほぼ見込みどおりで推移しています。
- ・見込については、実績を勘案し設定します。

### ②利用量（年間）

		平成30 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5年 度
実施箇所数 (箇所)	見込	1	1	1			
	実績	1	1	1	1	1	1
利用者(人)	見込	3	3	3			
	実績	3	2	2	2	2	2

※令和2年度の数値は10月での実績です。

### ③見込量を確保するための方策

- ・市内に事業所がないことから、市外事業所での対応を図ります。また利用者数は横ばい状態であるため、現状と同様の見込量を確保しつつ、新たな利用希望があった場合は、個々のニーズに沿った迅速な対応に努めます。

## (2) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

### ①見込についての考え方

- ・現在利用実績がありませんが、今後利用が発生するものと考え、利用者数を見込みます。

### ②利用量（年間）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者(人)	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	1	0	0			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

### ③見込量を確保するための方策

- ・障がい者の自立生活支援のため、サービスの提供を継続していきます。

## (3) 日中一時支援事業

### ①見込についての考え方

- ・実施箇所数の実績については、見込みどおりとなっております。見込みについては、現状維持で見込みます。
- ・延べ利用者数の実績については、見込を上回り、増加傾向にあります。見込みについては、平成30～令和元年度の伸び率と令和元～2年度の伸び率の中間値を勘案し設定します。

### ②利用量（年間）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数 (箇所)	見込	8	8	8	8	8	8
	実績	6	7	8			
延べ利用者(人)	見込	36	36	36	81	94	109
	実績	52	64	70			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

### ③見込量を確保するための方策

- ・市内および市外事業所での対応を図ります。また日中における活動の場は障がい者にとって重要であるため、引き続き日中一時支援事業所からの意見を参考にするなど、事業に必要な支給量の確保に努めます。

## (4) 生活サポート事業

### ①見込についての考え方

- ・現在利用実績がありませんが、今後利用が発生するものと考え利用者数を見込みます。

②利用量（年間）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者(人)	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	0	0	0			

※令和2年度の数值は10月での実績です。

③見込量を確保するための方策

- ・新規の利用希望があった場合には、市外のサービス提供事業所と連携しながら、個々のニーズに沿ったサービス提供体制が確保できるように努めます。

(5) 点字・声の広報等発行事業

①見込についての考え方

- ・実施箇所数の実績については、見込みどおりとなっております。利用者数については、見込みを下回っております。
- ・実施箇所数、利用者数ともに、実績を勘案し設定します。

②利用量（年間）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数 (箇所)	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			
利用者(人)	見込	6	6	6	4	4	4
	実績	4	4	4			

※令和2年度の数值は10月での実績です。

③見込量を確保するための方策

- ・利用者数は横ばい状態であるため、現状と同様の見込量の確保に努めます。

(6) 自動車運転免許取得費助成事業

①見込についての考え方

- ・実績については、見込みどおりとなっております。
- ・見込については、実績を勘案し設定します。

②利用量（年間）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者(人)	見込	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			

※令和2年度の数值は10月での実績です。

③見込量を確保するための方策

- ・利用者数は横ばい状態であるため、制度の周知を図り、見込量の増加に努めます。

(7) 自動車改造費助成事業

①見込についての考え方

- ・現在のところ利用実績がないことから、利用の見込みはないものとしませんが、サービス対象者が希望した場合、サービスを供給します。

②利用量（年間）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者(人)	見込	1	1	1	0	0	0
	実績	0	0	0			

※令和2年度の数値は10月での実績です。

③見込量を確保するための方策

- ・安全を確保するために、広く事業の周知を図り、利用を推進します。